

控訴審第11準備書面

## 熊本地裁・東京地裁勝訴

## 大阪地裁判決の正しさを裏付け

平井 健太郎 弁護士

本年5月25日に熊本地方裁判所で、本年6月24日に東京地方裁判所

判決で原告の請求を認め、控訴審第11準備書面では、原判決以来の2つの勝訴判決について説明しました。

両判決を大きく分けると、大阪地裁の原判決の正しさを裏付ける部分と原判決より踏み込んで判断した部分に分けられます。

## 大阪地裁判決の

## 正しさを裏付ける

まず、原判決の正しさ

を裏付けた部分は2つあります。

1つ目は、デフレ調整の起点を平成20年とした問題点です。東京地裁は平成19年検証が平成20年の消費実態を示していないことなどを、熊本地裁は平成19年から平成20年にかけての特別な物価上昇を考慮していません。東京地裁は、異なる物価上昇を考慮していません。違法と判断しました。

2つ目は、生活扶助相当CPIを採用した問題点です。両判決は、下落率マイナス四・七八%に相当するような可処分所得の実質的増加が生じたとは評価できないといっ

た理由で違法と判断しています。

これらの判断によって原判決の正しさが裏付けられました。

## 大阪地裁判決より

## 踏み込んだ判断

次に、両判決が原判決より踏み込んだ判断を示した点を順番に紹介します。

まず、我々が裁判を通じて「生活保護受給世帯の可処分所得の実質的な増加が認められるか否か」こそが判断対象として重要と主張してきた点について、東京地裁が裁

量判断の対象になることを明らかにしました。そして、両判決は、国の財政事情について、基準の改定を必要とするか否かの場面では考慮することはできず、現に引き下げる際にどのように引き下げるかを判断する場面で考慮することを述べています。その

うえで判断基準を立てているのですが、国の裁量権を広く認めた朝日訴訟や堀木訴訟の最高裁判決を参照さえしていない点が特に注目すべき点です。我々が両訴訟は先例として価値がないと主張してきた内容と同じ理解によるものです。

次に、両判決は基準部会の検証の有無を重視しました。特に東京地裁で注目すべきは、基準部会による審議検討を経ていないのであれば、専門技術的な考

察を経て合理的に行われたことについて国側に十分な説明責任を課しています。

そして、このような判断基準を立てた上で、ゆがみ調整とデフレ調整を併せて行ったこと、そして物価を考慮したことについて、専門家の検証を行っておらず、国側から十分な説明もないといった理由で違法と判断しました。熊本地裁判決はゆがみ調整を一律二分の一とした点についても違法と判断しています。

2つの勝訴判決の勢いも力にして、大阪高裁でも勝訴判決を得られるよう残りの期日も力を尽くしていきます。

## 原告・支援者の方々から

## 「」寄稿を募集します

裁判について思っていることや、生活の不安などテーマは何でもOKです。みなさんのお声をお寄せください。原告・支援者の声として掲載します。